

## ○松阪市議会意見交換会実施要綱

平成24年10月18日議会告示第4号

改正 平成26年9月2日議会告示第3号

令和7年3月25日議会告示第1号

令和8年3月23日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第5条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する市民との意見交換の場（以下「意見交換会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 意見交換会の開催を希望する議員は、意見交換会要請書（別記様式）を議長に提出するものとする。

2 意見交換会は、議員から議長に開催の要請があった場合において、議会運営委員会で協議し、必要と認めたときに開催を決定するものとする。

(議題)

第3条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 市議会に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(意見交換会の運営)

第4条 意見交換会に出席する議員は、広報広聴委員会において協議し決定する。

2 意見交換会における司会進行者及び記録者は、広報広聴委員会が出席議員と協議した上で決定するものとする。

(会場等)

第5条 意見交換会の日程及び会場は、広報広聴委員会において協議し決定する。

(記録及び公表)

第6条 意見交換会の記録は、要点記録とし、概要を市議会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会改革特別委員会に

において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成26年9月2日議会告示第3号）

この告示は、平成26年9月2日から施行する。

附 則（令和7年3月25日議会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年3月23日議会告示第1号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

議長 様

議員名

市民との意見交換会要請書

市民との意見交換会の開催について、松阪市議会意見交換会実施要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 会議の議題
- 2 議題の要旨
- 3 要請理由
- 4 開催希望日時